

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5476472号
(P5476472)

(45) 発行日 平成26年4月23日 (2014. 4. 23)

(24) 登録日 平成26年2月14日 (2014. 2. 14)

(51) Int. Cl.	F 1
B 6 5 D 23/00 (2006. 01)	B 6 5 D 23/00 B
B 6 5 D 1/02 (2006. 01)	B 6 5 D 1/02 A

請求項の数 9 (全 19 頁)

(21) 出願番号	特願2012-523572 (P2012-523572)	(73) 特許権者	512026710
(86) (22) 出願日	平成22年8月12日 (2010. 8. 12)		ジュン, シ ウン
(65) 公表番号	特表2013-500913 (P2013-500913A)		大韓民国, 604-812 プサン, サハ
(43) 公表日	平成25年1月10日 (2013. 1. 10)		ーグ, クエジョン 1 (イル) -ドゥン, 4
(86) 国際出願番号	PCT/KR2010/005313		84-2, ラッキー アパート, ガードン
(87) 国際公開番号	W02011/021809		403
(87) 国際公開日	平成23年2月24日 (2011. 2. 24)	(73) 特許権者	512026721
審査請求日	平成24年2月1日 (2012. 2. 1)		ジュン, ス ソン
(31) 優先権主張番号	10-2009-0075676		大韓民国, 604-812 プサン, サハ
(32) 優先日	平成21年8月17日 (2009. 8. 17)		ーグ, クエジョン 1 (イル) -ドゥン, 4
(33) 優先権主張国	韓国 (KR)		84-2, ラッキー アパート, ガードン
		(74) 代理人	100081695
			弁理士 小倉 正明

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 突出段部を備えた飲料容器及びそのための分離式突出段部装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

使用者が把持可能なサイズで構成され、内部に飲料が収容される空間が形成され、上端に飲料が排出される排出口が設けられる胴部と、

端部が前記使用者の下唇の下側から顎までの一部に接した状態で前記胴部が回転することにより、前記排出口と口が離隔した状態で前記飲料を前記使用者の口に排出するために、端部から前記排出口に至る回転半径が前記使用者の口から端部が支持される支点までの距離に対応するように所定のサイズで前記胴部の外側に突出して設けられる突出段部とを含み、

前記使用者の下唇の下側から前記顎までの一部に転がり接触するように、前記突出段部の段部が弧状に形成されている、突出段部を備えた飲料容器。

10

【請求項 2】

前記突出段部の外側に前記顎との接触面積が増加するように円周方向の一侧が弧状に陥没した密着部が設けられることを特徴とする請求項 1 記載の突出段部を備えた飲料容器。

【請求項 3】

前記突出段部の上段部は傾いて延びて前記胴部上段の上側に配設され、さらに前記突出段部の外側には前記使用者との接触密着力が増大するように摩擦手段が設けられることを特徴とする請求項 1 記載の突出段部を備えた飲料容器。

【請求項 4】

前記突出段部は前記胴部の円周方向に沿って突出することを特徴とする請求項 1 記載の

20

突出段部を備えた飲料容器。

【請求項 5】

飲料容器の排出口周りに分離可能に設けられる分離式固定フレームと、
 端部が前記使用者の下唇の下側から顎までの一部に接した状態で前記胴部が回転することにより、前記排出口と口が離隔した状態で前記飲料を前記使用者の口に排出するために、端部から前記排出口に至る回転半径が前記使用者の口から端部が支持される支点までの距離に対応するように所定のサイズで前記分離式固定フレームの外側に突出して設けられる突出段部とを含み、
前記使用者の下唇の下側から前記顎までの一部に転がり接触するように、前記突出段部の段部が弧状に形成されている飲料容器用分離式突出段部装置。

10

【請求項 6】

前記分離式固定フレームは、前記飲料容器の排出口を覆うカバー部であることを特徴とする請求項 5 記載の飲料容器用分離式突出段部装置。

【請求項 7】

前記分離式固定フレームは、
 飲料容器のボトルネック部に嵌め込み式で着脱される円状の中空部が形成された部材であり、前記部材の円状の内周側の端部には前記ボトルネック部に形成された型合わせ溝に対応して嵌合するフックが突出して形成されていることを特徴とする請求項 5 記載の飲料容器用分離式突出段部装置。

20

【請求項 8】

前記分離式固定フレームは、飲料容器のボトルネック部に介在してキャップと分離可能に連結されるバンド部に一体に形成され、
 前記突出段部と前記分離式固定フレームの連結部は下方に折曲されて形成され、前記連結部の下部は分離して上方に折曲することができるように設けられ、
 前記分離された下部の互いに対向する面の縁部に第 1 のフック固定手段が設けられ、
 前記連結部が上方に曲がって互いに重なる前記突出段部と前記着脱式固定フレームの対向する面の縁部に第 2 のフック固定手段が設けられることを特徴とする請求項 5 記載の飲料容器用分離式突出段部装置。

【請求項 9】

前記分離式固定フレームは前記飲料容器の上部を囲むリング部からなり、
 前記突出段部は前記リング部の一側から延びてバンドされた外面に形成され、
 前記外面の端部には、前記飲料容器の排出口の口先に嵌合可能な嵌合孔が形成されていることを特徴とする請求項 5 記載の飲料容器用分離式突出段部装置。

30

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、突出段部を備えた飲料容器に関し、より詳しくは、飲料摂取のための使用上の衛生性及び便宜性が向上した突出段部を備えた飲料容器に関する。

【背景技術】

【0002】

一般的に、飲料容器は、使用者が摂取する水や飲料などの飲み物を収容する容器を言い、飲み物の収容容量によって様々な形状、寸法がある。特に、かかる飲料容器は使用者が外出時にも容易に使用できるように携帯可能なサイズで製作されている。

40

【0003】

しかし、このような飲料容器はリサイクルされるか或いは飲料を何回かに分けて飲むことが普通なので、ボトルネック部又は飲料排出口が異物質により汚染されやすい。よって、このように汚染された排出口に人の口が接触することにより異物質を移して疾病を発症するという衛生上の問題がある。

【0004】

さらに、使用者が排出口に唇を当てて飲料を飲む時、口腔内の唾液と飲料が混合してさ

50

らに容器内に逆流するが、使用者の唾液内に伝染性細菌があった場合は、他人の飲用時に病原菌に汚染されるという衛生上の深刻な問題がある。

【0005】

よって、かかる非衛生的な状況を恐れて、図1に示すように、多くの人が1つの飲料容器10を用いる場合、排出口と唇の間に間隔をおいて口に注ぐ形で飲料を飲むことがある。しかし、この場合、排出口と唇が離隔しているので両者を正確に対峙することができず、飲料が口の周りに流れ落ち、非衛生的である。

【0006】

また、前記飲料容器10の排出口が狭い場合は、ボトルネック部により飲料が容器内で脈動しながら排出されるので、排出した飲料が口腔内に過度に流入しすぎて咳がでてしまうことがある。さらに、一度に排出された飲料が口周りに流れ落ちて衣服が汚れるなどの飲料摂取上の不便さがある。

10

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

上記事情に鑑み、本発明は、使用者が飲料容器に唇を当てることなく安定して支持した状態で飲み物を飲むことにより、飲用時の衛生の確保及び便宜性を格段に向上させた突出段部を備えた飲料容器を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0008】

20

上記目的を達成するため、本発明は、使用者が把持可能なサイズで構成され、内部に飲料が収容される空間が形成され、上端に飲料が排出される排出口が設けられる胴部と、端部が前記使用者の下唇の下側から顎までの一部に接した状態で前記胴部の下端が回転することにより、前記排出口と口が離隔した状態で前記飲料を前記使用者の口に排出するために、端部から前記排出口に至る回転半径が前記使用者の口から端部が支持される支点までの距離に対応するように所定のサイズで前記胴部の外側に突出して設けられる突出段部とを含み、前記使用者の下唇の下側から前記顎までの一部に転がり接触(rolling contact)するように、前記突出段部の段部が弧状に形成されている、突出段部を備えた飲料容器を提供する。

【0009】

30

また、本発明は、飲料容器の排出口周りに分離可能に設けられる分離式固定フレームと、端部が前記使用者の下唇の下側から顎までの一部に接した状態で前記胴部を回転することにより、前記排出口と口が離隔した状態で前記飲料を前記使用者の口に排出するために、端部から前記排出口に至る回転半径が前記使用者の口から前記端部が支持されている支点までの距離に対応するように所定のサイズで前記分離式固定フレームの外側に突出して設けられる突出段部とを含み、前記使用者の下唇の下側から前記顎までの一部に転がり接触(rolling contact)するように、前記突出段部の段部が弧状に形成されている飲料容器用分離式突出段部装置を提供する。

【発明の効果】

【0010】

40

本発明によれば、以下のような効果を得ることができる。

第一に、前記飲料容器の回転時に突出段部により支点が支持されることにより、使用者の唇を飲料容器の排出口に当てなくても安定して飲用することができる。これにより、使用者が何回かにかけて飲用した場合、以前に飲料容器についた唾液が変質して発生する細菌増殖及び悪臭を防止することができ、これらに対する殺菌消毒が不要となり、使用上の衛生面及び便利性が顕著に向上する。

【0011】

第二に、多くの人が唾液をつけずに使用することができるため、多数の使い捨てカップに代替することができ、これにより資源節約に顕著に寄与することができる。

【0012】

50

第三に、前記突出段部の外側に胴部の円周方向に沿って弧状に陥没した密着部を設けることにより、使用者の顎周りの皮膚に接触する飲料容器の面積が増加して安定して支持することができる。

【0013】

第四に、前記突出段部の外側にパッドを備えることにより使用者との接触密着力が増大して、使用者の皮膚から飲料容器が滑ることなどを防止することができる。

【0014】

第五に、前記突出段部を、一般的な飲料容器の標準サイズに互換性を有して取付可能な携帯用分離式突出段部装置に設けることができ、この場合、飲用時のみに簡単に取り付けて使用することができる。

【図面の簡単な説明】

【0015】

【図1】従来の一般的な飲料容器の使用状態を示す側面図である。

【図2】本発明の第1実施形態による飲料容器を示す同図(a)は斜視図及び同図(b)は側面図である。

【図3】本発明の第1実施形態による飲料容器の使用状態を示す側面図である。

【図4】本発明の第2実施形態による飲料容器を示す同図(a)は斜視図及び同図(b)は側面図である。

【図5】本発明の第3実施形態による飲料容器を示す同図(a)は斜視図及び同図(b)は側面図である。

【図6】本発明の第4実施形態による飲料容器を示す同図(a)は斜視図及び同図(b)は側面図である。

【図7】本発明の第5実施形態による飲料容器を示す同図(a)は斜視図及び同図(b)は側面図である。

【図8】本発明の第6実施形態による飲料容器を示す側面図である。

【図9】本発明の第7実施形態による飲料容器を示す同図(a)は斜視図及び同図(b)は平面図である。

【図10】本発明の各々の実施形態による飲料容器の使用状態〔同図(b)〕を従来の使用状態〔同図(a)〕と比較した例を示す図である。

【図11】本発明の各々の実施形態による飲料容器の使用状態〔同図(b)〕を従来の使用状態〔同図(a)〕と比較した例を示す図である。

【図12】本発明の各々の実施形態による飲料容器の使用状態〔同図(b)〕を従来の使用状態〔同図(a)〕と比較した例を示す図である。

【図13】本発明の一実施形態による飲料容器用分離式突出段部装置の使用状態を示す側面図である。

【図14】本発明の一実施形態による飲料容器用分離式突出段部装置の着脱構造を示す上面投影図である。

【図15】本発明の他の実施形態による飲料容器用分離式突出段部装置を示す斜視図である。

【図16】前記飲料容器用分離式突出段部装置の変形した実施形態を示す斜視図である。

【図17】前記飲料容器用分離式突出段部装置の変形した実施形態を示す斜視図である。

【図18】本発明の更なる実施形態による分離式突出段部装置と飲料容器の分解斜視図及びこれを取り付けた状態を示す斜視図である。

【図19】本発明の更なる実施形態による分離式突出段部装置と飲料容器の分解斜視図及びこれを取り付けた状態を示す斜視図である。

【発明を実施するための形態】

【0016】

以下、添付図面を参照しながら、本発明の最も好ましい実施形態をより詳しく説明する。

図2は、本発明の第1実施形態による飲料容器を示す図であり、同図(a)はその斜視

10

20

30

40

50

図，同図（b）はその側面図である。ここで，本実施形態は飲料容器のうち，飲料用の瓶（bottle type）に関する。

【0017】

図2（a）及び図2（b）に示すように，第1実施形態による飲料容器300は，胴部310と突出段部320（chin rest protrusion）とからなる。図示していないが，胴部310の上端部に設けられたボトルネック部にキャップ（図示せず）を螺合することは周知慣用の構成であるので，ここでは説明を省略する。

【0018】

詳しくは，前記胴部310は，使用者が把持可能なサイズで構成され，内部に飲料が収容される空間が形成され，上端に飲料が排出される排出口311が設けられている。

10

【0019】

ここで，前記胴部310は，上部の外周が上方に行くにつれて狭くなるボトルネック部を有する円筒状又は多角形筒状に形成されることが好ましく，PET，ガラスなどの様々な材質からなることができる。

【0020】

なお，前記排出口311に近接した前記胴部310上部の所定の位置においては，前記胴部310の外側に前記突出段部320が突出する。この際，前記突出段部320の端部は，前記使用者の下唇の下側から顎までの一部に接し安定して支持された状態で，前記排出口311が回転しながら前記使用者の口と離隔した状態で前記飲料が排出されるようにする。

20

【0021】

ここで，前記突出段部320は，その上段部が使用者の下唇と顎の間の一部に支持されるように，前記排出口311の下側から突出して設けられる。かかる突出形状の形成は飲料容器300の材質によって射出成型，鋳造成型などの様々な方法で行われるが，具現が容易であるため製作に有利である。前記突出段部320は使用者の顎骨周りに支持可能な所定の幅を有する。勿論，突出段部は胴部の円周方向に沿って鐳状に形成されることもできる。

【0022】

なお，前記突出段部320の外側には，前記使用者との接触面積が増加するように前記胴部310の外周方向に沿って弧状に陥没した密着部321が設けられることが好ましい。

すなわち，図示したように，前記密着部321は，前記突出段部320の所定の幅を有する外側に使用者の顎骨周りの屈曲に合わせて弧形状の溝構造が形成されるので，使用者の皮膚に接する飲料容器300の面積を増加することができる。これにより，飲料容器300が使用者に安定して支持されて飲料を漏らさずに飲むことができる。

30

【0023】

また，前記突出段部320の下側には，前記突出段部320内に流入する飲料の脈動流動による排出が緩和するように，前記胴部310の内側に陥没した陥没部322が設けられることが好ましい。すなわち，前記陥没部322は前記排出口311側に一時に流入する飲料の量を緩和する役割を果たし，飲料の脈動流動による使用者の飲用上の不快感を解消することができる。

40

【0024】

図3は，本発明の第1実施形態による飲料容器を用いて飲用する状態を示す側面図である。

【0025】

図3に示すように，前記突出段部320の端部は，前記使用者の下唇の下側から顎までの一部に接触して支持された状態で前記胴部310の回転のための回転軸或いは回転支点になる。したがって，使用者は端部を回転可能に支持された状態で前記胴部を回転することにより，口と前記排出口が離隔した状態で飲料を口に注ぐことができる。

【0026】

このために，前記突出段部320の端部から前記排出口311の最も近接した縁部に至

50

る回転半径Rと、前記使用者の開けた口の略中央部から前記突出段部の端部が支持される支点までの距離Lが実質的に一致するように対応する条件で、前記突出段部320が所定のサイズで前記胴部310の外側に突出する。これにより、前記突出段部320の端部から前記排出口311に至る回転半径が、前記胴部の回転時に前記使用者の開けた口と一定間隔離隔するように維持されることが好ましい。このとき、前記突出段部320の端部から最も近接した前記排出口311の縁部は、飲料が安定して流れるように外側に尖って突き出ているか、ノッチ型に切り欠かれた形状に形成されることが好ましい。

【0027】

また、前記突出段部320は一般的なペットボトル型の容器である瓶の胴部のボトルネック部の下段部から突出することが好ましい。すなわち、前記突出段部320の端部は、飲用が容易になるように飲料容器300を安定して支持する支持軸になるとともに、前記胴部310の上段部、すなわち前記排出口311の周りが使用者の口に接しないように回転半径が維持される回転軸になる。このとき、前記突出段部320の端部は前記使用者の下唇と顎の間の一部に柔らかく転がり接触するように弧形状に形成されることが好ましい。

10

【0028】

したがって、突出段部320は使用者の唇が飲料容器300の排出口311周りに接しないようにして、安定的でかつ衛生的な飲料摂取を可能にする。

【0029】

図4は、本発明の第2実施形態による飲料容器を示す図であり、(a)はその斜視図、(b)はその側面図である。ここで、本実施形態は飲料容器のうち、カップに関する。

20

【0030】

図4(a)及び図4(b)に示すように、第2実施形態による飲料容器100は、胴部110と突出段部120とからなる。詳しくは、前記胴部110は使用者が把持可能なサイズで構成され、前記胴部110の内部に飲料が収容される空間が形成され、上端に飲料が排出される排出口111が設けられる。前記排出口111は、カップ100では上端の開口部を言い、その他の飲料瓶(図2の300を参照)、蓋付きボトルないしカップ(図5の400を参照)などの容器では上端の孔を言う。

【0031】

ここで、前記胴部110は一側が開口した円筒状又は多角形筒状など形状を制限されず、形成することができ、又、金属、紙、合成樹脂、合金など材料の制限なく採用することができ、その形状及び材質に限定がない。また、胴部の外面につまみ(図示せず)を設けることもできる。さらに、前記胴部110の上端には飲料の排出を容易にするために、前記排出口111の外縁部の一側が尖って突き出た排出案内部112が形成されることが好ましい。これは、使用者の接触部位に関する案内を同時に行うことができる。また、前記胴部110を、使用者が把持可能なサイズで構成するということは、使用者が片手又は両手でつかむことができる形状・寸法を言う。

30

【0032】

なお、前記排出口111に近接した前記胴部110上部の所定の位置においては、前記胴部110の外側に弧形状の突出段部120が突出する。前記突出段部120が前記使用者の下唇の下側から顎までの一部に接して支持された状態で、前記排出口111が回転して前記使用者の口と離隔した状態で前記飲料が排出されることができ。

40

【0033】

ここで、前記突出段部120は、その上段部が使用者の下唇と顎の間の一部に支持されるように、前記排出口111の下側から突出して設けられる。かかる突出形状の形成は飲料容器100の材質によって射出成型、鋳造成型などの様々な方法で行われるが、成形が容易であるため製作に有利である。

【0034】

また、前記突出段部120が使用者の下唇の下側から顎までの一部に接して支持されるということは、突出段部120が使用者の唇に接しないように使用者の下唇の下側から顎

50

までのいずれかに接して支持されることは勿論，使用者の顎を突出段部 1 2 0 に支えることも含む。また，前記排出口 1 1 1 が前記使用者の口と離隔した状態で前記飲料が排出されるということは，前記胴部 1 1 0 が飲料摂取のために前記突出段部 1 2 0 に支持されて回転するとき，排出口 1 1 1 が使用者の口に接しないことを意味する。

【 0 0 3 5 】

また，前記突出段部 1 2 0 は前記胴部 1 1 0 の回転のための回転軸になり，その端部から前記排出口 1 1 1 にいたる回転半径が前記胴部の回転により前記使用者の口と離隔するように一定間隔に維持されることが好ましい。このため，前記突出段部 1 2 0 は，前記回転半径が前記使用者の口との間隔を維持するようにする最短の長さで突出することが好ましい。かかる構成は実質的に顔の大きさが異なる人たちにおいても，下唇から顎の特定の部分(例えば，凹部)までの距離はほぼ同一であることに基づくもので，これにより，多くの人に共通に使用することができる。また，前記突出段部 1 2 0 と口の間隔は，その長さ

10

【 0 0 3 6 】

すなわち，前記突出段部 1 2 0 は，飲用が容易になるように飲料容器 1 0 0 を安定して支持する支持軸になると同時に，前記胴部 1 1 0 の上端部，すなわち前記排出口 1 1 1 の周りが使用者の口に接しないように回転半径を維持する回転軸になる。したがって，突出段部 1 2 0 は使用者の口が飲料容器 1 0 0 の排出口 1 1 1 の周りに接しないようし，かつ安定的な飲料摂取を可能にする。

【 0 0 3 7 】

これにより，使用者が飲料を飲むとき，使用者の口が飲料容器 1 0 0 に接しないため，使用者が何回かにかけて飲用する場合，飲料容器についた唾液が変質して発生する細菌増殖及び悪臭を防止することができる。よって，これらに対する殺菌消毒が不要であり，使用上の衛生面で顕著に向上する。また，多くの人々が口を接触せずに一緒に使用することができるため，多くの人々が交互に飲用しても不快感や拒否感なく満足感を与えることができる。

20

【 0 0 3 8 】

なお，前記突出段部 1 2 0 の外側には，前記使用者との接触面積が増加するように前記胴部 1 1 0 の外周方向に沿って弧状に陥没した密着部 1 2 1 が設けられることが好ましい。すなわち，図示したように，前記密着部 1 2 1 は，前記突出段部 1 2 0 の所定の幅を有する外側に使用者の顎骨周りの屈曲に合わせて弧形状の凹部に形成されるので，使用者の皮膚に接する飲料容器 1 0 0 の面積を大きくすることができる。これにより，飲料容器 1 0 0 が使用者に安定して支持されて飲料を漏らさずに飲むことができる。

30

【 0 0 3 9 】

また，前記突出段部 1 2 0 の下側には，前記突出段部 1 2 0 の内側に流入する飲料が自然かつ安定的に排出されるように，前記胴部 1 1 0 の内側に陥没した陥没部 1 2 2 が設けられることが好ましい。

【 0 0 4 0 】

すなわち，前記陥没部 1 2 2 は前記排出口 1 1 1 側に一時に流入する飲料の量を調節する役割を果たし，飲料の過多排出による飲用上の不便さを解消することができる。勿論，突出段部は陥没部を形成せず，胴部の長手方向に緩やかに形成することもできる。

40

【 0 0 4 1 】

また，図 5 は本発明の第 3 実施形態による飲料容器を示す図であり，(a) はその斜視図，(b) はその側面図である。ここで，本実施形態は上側にカバー部が設けられる蓋付きボトルないしカップに関する。

【 0 0 4 2 】

図 5 (a) 及び図 5 (b) に示すように，第 3 実施形態による飲料容器 4 0 0 は，胴部 4 1 0 とカバー部 4 3 0 と突出段部 4 2 0 とからなる。

【 0 0 4 3 】

詳しくは，前記胴部 4 1 0 は使用者が把持可能なサイズで構成され，内部に飲料が収容

50

される空間が形成され、上端に飲料が排出される排出口431が設けられる。ここで、前記胴部410は上側には、飲料收容のための流入が容易になるように前記胴部410の上端部に選択的に取り付けられるカバー部430が備えられる。また、前記カバー部430に排出口431が形成される。なお、前記胴部410及びその上部に対応するカバー部430の形状及び材質には限定がない。

【0044】

なお、突出段部420は、前記排出口431に近接した前記胴部410上部の所定の位置から前記胴部410の外側に弧形状に突出して、前記排出口431と前記使用者の口が離隔した状態で前記飲料が排出されるようにし、前記使用者の下唇の下側から顎までの一部に接して支持されるように所定のサイズに設けられる。

10

【0045】

ここで、前記突出段部420は、その上段部が使用者の下唇と顎の間の一部に支持されるように前記排出口431の下側に配置されて突出している。かかる突出形状の形成は飲料容器400の材質によって射出成型、鋳造成型などの様々な方法で行われるが、具現が容易であるため製作に有利である。前記突出段部420は使用者の顎骨周りに支持される所定の幅を有する。勿論、突出段部は胴部の円周方向全体にかけて鏢状に形成されることもできる。

【0046】

また、前記突出段部420は前記胴部410の回動のための回動軸になり、その端部から前記排出口431にいたる回動半径が前記胴部410の回動により前記使用者の口と離隔するように一定間隔に維持されることが好ましい。このため、前記突出段部420は、前記回動半径が前記使用者の口と排出口431の間の間隔を維持するようにする最短の長さで突出することが好ましい。

20

【0047】

すなわち、前記突出段部420は、飲用を容易にするために飲料容器400を安定して支持する支持軸になるとともに、前記胴部410の上端部、すなわち前記排出口431の周りが使用者の口に接しないように回動半径を維持する回動軸になる。

【0048】

したがって、突出段部420は、使用者の口が飲料容器400の排出口431の周りに接しないようにして、安定的な飲料摂取を可能にする。

30

【0049】

これにより、飲用時に飲料容器400に使用者の口が接しないため衛生的な飲用が可能であり、使用者の下唇と顎の間の一部に突出段部420を支えて飲料を漏らさずに安定的に飲むことができる。よって、使用上の衛生性及び便宜性が顕著に向上する。

【0050】

なお、前記突出段部420の外側には、前記使用者との接触面積が増加するように前記胴部410の外周方向に沿って弧状に陥没した密着部421が設けられることが好ましい。

【0051】

すなわち、図示したように、前記密着部421は、前記突出段部420の所定の幅を有する外側に使用者の顎骨周りの屈曲に合わせて溝構造で形成されることにより、使用者の皮膚に接触する飲料容器400の面積を増加することができる。これにより、飲料容器400が使用者に安定して支持されて、飲料を漏らさずに飲むことができる。

40

【0052】

勿論、本実施形態において、カバー部を分離し、胴部の上端に形成された開口部を介して飲用することもでき、この場合にも、突出段部は有用に使用することができる。また、図示したように、突出段部420の下側は胴部410の長さ方向に沿って緩やかに傾くことは勿論、飲料排出を緩和する陥没部(図2の322を参照)を形成することもできる。

【0053】

また、図6は本発明の第4実施形態による飲料容器を示す図であり、(a)はその斜視

50

図，(b)はその側面図である。本実施形態では突出段部の配置を除く基本的な構成が上述した第3実施形態と同一であるので，具体的な説明は省略する。

【0054】

本実施形態の特徴は，カバー部530の一側に突出段部を設けることである。

【0055】

すなわち，図6に示すように，本実施形態の飲料容器500は，胴部510の上部に開口部(図示せず)が形成され，前記開口部(図示せず)を覆うカバー部530に排出口531が形成され，前記カバー部530の外周に突出段部520が配設されることが好ましい。

【0056】

したがって，突出段部520はカバー部530を有する飲料容器500のカバー部530に設けられる。これにより，突出段部520が形成されたカバー部530を製作して，既存のカバー水瓶に適用することもできるので，製作費用が節減され，本発明を効果的に活用することができる。

【0057】

また，図7は本発明の第5実施形態による飲料容器を示す図であり，(a)はその斜視図，(b)はその側面図である。本実施形態では突出段部を除く基本的な構成が上述した第4実施形態と同一であるので，具体的な説明は省略する。

【0058】

本実施形態の特徴は，飲用時に突出段部の上面が使用者の皮膚表面に接して発生し得る滑りを防止するために，密着力が増加する形状に変形されたことにある。

【0059】

すなわち，図7に示すように，突出段部720の上面にカバー部730の半径方向に沿って突起又は溝を繰り返して形成した皺形状の変形部770が設けられることが好ましい。前記変形部770は，本発明の各々の実施形態の突出段部に適用することができる。前記変形部770は皺形状以外にもエンボシング(embossing)形状など他の形状に構成することができる。また，図示したように，胴部710の外周面においては，長手方向に沿って胴部710の内部に收容された飲料の容量が確認可能な目盛り又は収量表示が形成されることが好ましい。さらに，前記突出段部720の外側には，上述した実施形態のように，弧状に陥没した密着部(図6の符号521を参照)が形成されることが好ましい。

【0060】

したがって，使用者が飲用のために飲料容器700を回動するに伴って使用者の皮膚に接触支持される突出段部720が飲料容器700の回動方向に滑ることを形状の変形により防止することができる。

【0061】

また，図8は本発明の第6実施形態による飲料容器を示す側面図である。本実施形態の基本的な構成は上述した第2実施形態と同一であるので，具体的な説明は省略する。

【0062】

本実施形態の特徴は，突出段部と使用者の皮膚との接触性が向上するように，さらに接触補助部材であるパッドが備えられたことにある。すなわち，図8に示すように，本実施形態による飲料容器600では，突出段部620の外側に前記使用者との接触密着力が増大するようにさらにパッド650が備えられることが好ましい。前記パッド650は使用者の皮膚と容器表面との密着性向上のための如何なる材質であつてもよい。

【0063】

したがって，飲料容器600の実質的な接触部と使用者との接触密着力が増大し，飲料容器600が使用者の皮膚から滑ることなどを防止することができる。これにより，使用者はより便利に飲むことができる。かかるパッド650の構成は本発明の全ての実施形態に適用することができる。

【0064】

上記第5，第6実施形態のように，前記突出段部620，720の外側に前記使用者との接触密着力が増大するようにさらに摩擦手段が備えられることが好ましい。前記摩擦手

10

20

30

40

50

段は上記変形部 770, パッド 650 を含む。

【0065】

また, 図 9 は本発明の第 7 実施形態による飲料容器を示す図であり, (a) はその斜視図, (b) はその平面図である。本実施形態の基本的な構成は上述した第 1 実施形態と同一であるので, 同一部分についての説明は省略する。

【0066】

本実施形態の特徴は, 使用上の便宜性を増大するために, 突出段部 920 が胴部 910 の円周方向全体にかけて形成されたことにある。

【0067】

すなわち, 図 9(a) 及び図 9(b) に示すように, 突出段部 920 が胴部 910 の円周方向に沿って突出していることが好ましい。ここで, 前記突出段部 920 は円形又は多角形の鏝状に形成されることが好ましい。また, 胴部 910 の円周方向に沿って同一間隔で陥没した密着部 921 と, 前記突出段部 920 の上面に前記胴部 910 の半径方向に沿って突起又は溝が繰り返して形成された皺形状の変形部 970 とが形成されることが好ましい。すなわち, 前記密着部, 陥没部, パッド及び変形部の構成は, 本発明の各々の実施形態に少なくとも 1 つ以上が重複して適用されることができる。

【0068】

したがって, 前記飲料容器 900 では, 突出段部 920 が排出口 911 の近くに使用者の口に当てない回動半径を維持する回動軸になるように突出する。前記突出段部 920 が胴部 910 の円周方向に沿って鏝状に突出することにより, 使用者は飲料容器 900 の接触方向にかかわらず, 突出段部 920 を使用者の下唇と顎の間の一部に接して支持し, 胴部 910 を回動させて自然に飲むことができるため便利である。

【0069】

なお, 図示していないが, 胴部の飲用のための回動距離を短縮するために, 突出段部が上側に傾いて延びるように突出して突出段部の上段部が胴部上段の上側に配設されることが好ましい。かかる構成は上述した全ての実施形態に適用することができる。

【0070】

以下, 添付図面を参照しながら, 本発明の各々の実施形態による使用状態及び作用効果を詳しく説明する。

【0071】

図 10 は本発明の第 1 実施形態による飲料容器の使用状態と従来の使用状態を比べた例示図, 図 11 は本発明の第 2 実施形態による飲料容器の使用状態と従来の使用状態を比べた例示図, また図 12 は本発明の第 3 実施形態による飲料容器の使用状態と従来の使用状態を比べた例示図である。図 10 ないし図 12 において, (a) は従来の飲料容器の飲用状態を, (b) は本発明による飲料容器の飲用状態を示している。

【0072】

図 2 及び図 10 を参照すれば, 本発明による飲料瓶 300 を使用すると, 使用者が突出段部 320 を使用者の下唇と顎の間の一部に支持した後, 飲料瓶 300 を持ち上げて飲料瓶 300 が回動しながら飲み物が口腔内に流入される。

【0073】

この時, 突出段部 320 が, 飲料瓶 300 の回動のための回動軸になり, かつ飲料瓶 300 の上端部, すなわち飲料瓶の排出口 311 の周りが飲料瓶 300 の回動により口に接しないように最短の長さで突出する。したがって, 使用者は飲料瓶 300 を口に接せず安定して飲むことができる。また, 突出段部 320 の下側に陥没部 322 が形成されて, 飲料の脈動排出を一時緩和して飲用上の不便さを解消することができる。

【0074】

なお, 図 4 及び図 11 に示したように, 従来のカップ 1 の場合, 飲用時にカップ 1 に口が接するためカップ 1 が汚染していたり, 多くの使用者の使用により感染していたりして非衛生的な飲用が行われていた。したがって, かかる非衛生的な飲用を防止するために使い捨てカップを使用するが, この場合, 莫大な資源浪費と環境汚染の問題がある。

10

20

30

40

50

【 0 0 7 5 】

反面，本発明によるカップ 1 0 0 を使用すると，使用者が突出段部 1 2 0 を使用者の下唇と顎の間の一部に支持した後，カップ 1 0 0 を持ち上げてカップ 1 0 0 が回転しながら飲み物が口腔内に流入される。この時，突出段部 1 2 0 が，カップ 1 0 0 の回転のための回転軸になり，かつカップ 1 0 0 の上端部，すなわちカップ 1 0 0 の排出口 1 1 1 の周りがカップ 1 0 0 の回転により口に接しないように最短の長さで突出する。したがって，使用者はカップ 1 0 0 を口に接せず安定して飲むことができるため，使用上の衛生性及び便宜性が顕著に向上する。さらに，多くの人が衛生的に使用することができるため，使い捨てカップの使用による莫大な資源浪費と環境汚染を防止できる。

【 0 0 7 6 】

また，図 1 2 は飲料容器のうちカバー部を有するカバー水瓶を示す図であり，図 1 2 (a) は従来のカバー水瓶 2 0 を用いる状態を，図 1 2 (b) は本発明によるカバー水瓶 4 0 0 を用いる状態を示している。

【 0 0 7 7 】

図 5 及び図 1 2 に示したように，従来のカバー水瓶 2 0 では，飲用時にカバー水瓶 2 0 に口が接するため非衛生的な飲用が行われていた。また，飲料の脈動排出による飲用時の不便さもあった。

【 0 0 7 8 】

反面，本発明によるカバー水瓶 4 0 0 を使用すると，使用者が突出段部 4 2 0 を使用者の下唇と顎の間の一部に支持した後，カバー水瓶 4 0 0 を持ち上げてカバー水瓶 4 0 0 が回転しながら飲み物が口腔内に流入される。この時，突出段部 4 2 0 が，カバー水瓶 4 0 0 の回転のための回転軸になり，かつカバー水瓶 4 0 0 の上端部，すなわちカバー水瓶 4 0 0 の排出口 4 3 1 の周りがカバー水瓶 4 0 0 の回転により口に接しないように最短の長さで突出する。したがって，使用者はカバー水瓶 4 0 0 を口に接せず安定して飲むことができる。また，突出段部がカバー部(図 6 の 5 3 0 を参照)に設けられるため，既存のカバー水瓶に効果的に適用することができる。

【 0 0 7 9 】

一方，前記突出段部が飲料容器に着脱可能な別途のフレームに設けられることもできる。以下，飲料容器用分離式突出段部装置(separable chin rest protrusion apparatus)について詳しく説明する。

【 0 0 8 0 】

図 1 3 は本発明が適用された飲料容器用分離式突出段部装置の一実施形態を示す側面図，図 1 4 は本発明の一実施形態による飲料容器用分離式突出段部装置の着脱構造を示す上面投影図である。本実施形態が適用される飲料容器は飲料瓶(bottle type)に関する。

【 0 0 8 1 】

図 1 3 及び図 1 4 に示したように，前記飲料容器用分離式突出段部装置 3 0 は分離式固定フレーム 3 3 と突出段部 3 1 とからなる。ここで，飲料容器 1 0 は使用者がグリップ可能なサイズで構成され，内部に飲料が収容される空間が形成されている。また，前記分離式突出段部装置 3 0 は飲料容器 1 0 の排出口 1 1 の周りに着脱可能に備えられる。

【 0 0 8 2 】

前記飲料容器 1 0 は上部の外周が上方に行くにつれて狭くなるボトルネック部を有する円筒状又は多角形瓶(bottle)からなることが好ましく，P E T，ガラスなどの様々な材質で構成することができる。

【 0 0 8 3 】

なお，前記排出口 1 1 に近接したボトルネック部に嵌合した前記分離式突出段部装置 3 0 の突出段部 3 1 が外側に突出する。この際，前記突出段部 3 1 の端部は前記使用者の下唇の下側から顎までの一部に接して安定して支持された状態で，前記排出口 1 1 が回転しながら前記使用者の口と離隔した状態で前記飲料が排出されるようにする。

【 0 0 8 4 】

ここで，前記突出段部 3 1 は，その上段部が使用者の下唇と顎の間の一部に支持される

10

20

30

40

50

ように前記排出口 1 1 の下側に配置されて突出する。また、前記突出段部 3 1 は使用者の顎骨周りに支持可能な所定の幅を有する。

【 0 0 8 5 】

勿論、前記分離式突出段部装置は前記飲料容器の排出口に一体に形成することができるが、本発明によれば、既存の飲料容器に着脱自在に取り付けることもできるという長所もある。

【 0 0 8 6 】

図 1 3 に示すように、前記突出段部 3 1 の端部は、前記使用者の下唇から顎までの一部に接触して支持された状態で前記胴部 1 0 の回動のための回動軸又は回動支持点になる。したがって、使用者は端部が回動支持された状態で前記胴部を回動することにより、前記排出口と使用者の口が離隔した状態で前記飲料を排出することができる。

10

【 0 0 8 7 】

このために、前記突出段部 3 1 の端部から前記排出口 1 1 の最も近接した鏝に至る回動半径 R と、前記使用者の開けた口の略中央部から前記突出段部の端部が支持される支点までの距離 L が実質的に一致するように対応する条件で、前記突出段部 3 1 が所定のサイズで前記胴部 1 0 の外側に突出する。これにより、前記突出段部 3 1 の端部から前記排出口 1 1 に至る回動半径が、前記胴部の回動時に前記使用者の開けた口と一定間隔離隔するように維持されることが好ましい。このとき、前記突出段部 3 1 の端部から前記排出口 1 1 の最も近接した鏝は、飲料が安定して流れるように外側に尖って突き出ているか、ノッチ型に切り欠かれた形状に形成されることができる。

20

【 0 0 8 8 】

また、前記突出段部 3 1 の端部は、飲用が容易になるように飲料容器 1 0 を安定して支持する支持軸になるとともに、前記排出口 1 1 の周りが使用者の口に接しないように回動半径が維持される回動軸になる。このとき、前記突出段部 3 1 の端部は前記使用者の下唇と顎の間の一部に柔らかく転がり接触するように弧状の曲線に形成されることが好ましい。

【 0 0 8 9 】

したがって、突出段部 3 1 は、使用者の唇が飲料容器 1 0 の排出口 1 1 周りに接しないようにすることにより、安定的かつ衛生的な飲料摂取が可能である。

【 0 0 9 0 】

図 1 3 及び図 1 4 に示すように、前記分離式固定フレーム 3 3 は、ガラス又は P E T などの材質からなる一般的な飲料容器 1 0 のボトルネック部に嵌め込み式で着脱される円状の中空部が形成された部材で形成されることが好ましい。

30

【 0 0 9 1 】

ここで、前記部材の円状中空部内周の端部には、前記ボトルネック部に形成された型合わせ溝 1 1 a に各々対応して嵌合されるフック 3 3 a が突設形成されている。したがって、前記分離式固定フレーム 3 3 は弾性的に広がりながら、前記ボトルネック部への嵌合時、前記フック 3 3 a と型合わせ溝 1 1 a との嵌合により安定して固定された状態を維持することができる。また、前記部材の内周の中央部に突設形成した突起 3 3 b は、前記ボトルネック部に形成された溝 1 1 b に挿入されて固定状態を補強することとなり、好ましい

40

【 0 0 9 2 】

なお、図 1 5 は本発明が適用された飲料容器用分離式突出段部装置の他の実施形態を示す斜視図であり、図 1 6 及び図 1 7 は前記飲料容器用分離式突出段部装置の変形した実施形態を示す斜視図である。

【 0 0 9 3 】

図 1 5 に示すように、本実施形態による分離式突出段部装置 3 5 は、ボトル型飲料容器 1 0 の支持リング 1 1 d とスカート 1 1 c の間に介在してキャップ(図示せず)と分離可能に連結されるバンド部に一体に形成することができる。

【 0 0 9 4 】

50

図 16 及び図 17 に示すように、前記分離式固定フレーム 39 の突出段部 36 及び連結部 38 は下方に折曲されて形成され、前記連結部 38 の下部は分離して上方に折曲することができる。すなわち、前記連結部 38 の下部は分離され、上部は薄く連結されることにより容易に折曲することができる。

【0095】

ここで、図 17 に示すように、前記分離された下部の互いに対向する面には第 1 フック固定手段 41 が設けられ、前記突出段部 36 が広がっている場合(図 16 を参照)、前記第 1 フック固定手段により広がった状態が維持される。

【0096】

反面、前記突出段部 36 が上方に曲がって互いに重なる前記突出段部 36 と前記分離式固定フレーム 39 の対向する面には第 2 フック固定手段 42 が設けられ、前記突出段部 36 が上側に折られている場合(図 17 を参照)、前記第 2 フック固定手段により折られた状態が維持される。

【0097】

この際、前記各々のフック固定手段 41、42 は弾性突起と前記弾性突起が挿入して固定される固定溝とを含んでなる。

【0098】

また、図 18 及び図 19 は、本発明の更なる実施形態による飲料容器用分離式突出段部装置を示した分解状態の斜視図及び取付状態の斜視図である。

【0099】

図 18 及び図 19 に示したように、本実施形態による飲料容器用分離式突出段部装置は、飲料容器のカバー部に分離可能に取り付けられる。

【0100】

詳しくは、本実施形態による分離式固定フレーム 60 は、前記飲料容器 51 の上部を囲むように取り付けられるリング部 61 を含んでなる。ここで、前記リング部 61 の一側から延びて曲がることにより突出する部分が突出段部 62 を形成する。したがって、合成樹脂材質で曲がって弾性を有する前記突出段部 62 は、使用者の顎と柔らかく接触することができる。

【0101】

また、前記突出段部 62 の中央部には、使用者の顎のプロファイルに対応するように陥没した密着部が形成される。したがって、前記突出段部 62 の陥没した密着部に顎が型合わせして安定的な支持状態が維持される。

【0102】

さらに、前記分離式固定フレーム 60 から延びた端部には嵌合孔が形成され、前記嵌合孔の縁部 63 は前記飲料容器 51 のカバー部 52 に突出形成された排出口 53 の外周に嵌合して固定される。これにより、折曲されて形成された前記突出段部 62 の形状が安定して維持される。

【0103】

以上のように、本発明による飲料容器は上述した各々の実施形態に限定されず、使用者が片手又は両手で把持可能なサイズの全ての容器に適用することができるため、PET 瓶、缶、紙パックなどに適用できる。また、本発明の請求範囲から外れることなく、上記実施形態に多様な変更を加えることが可能であることが当業者にとって明らかであり、そのような変更を加えた形態も本発明の技術的範囲に含まれ得ることが請求範囲の記載から明らかである。

【産業上の利用可能性】

【0104】

本発明は衛生性及び使用上の便宜性が格段に改善した飲料容器を提供する。

10

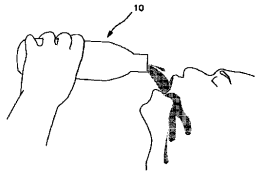
20

30

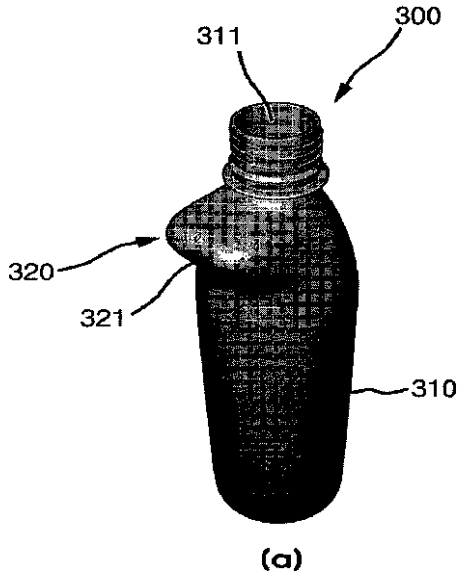
40

【図1】

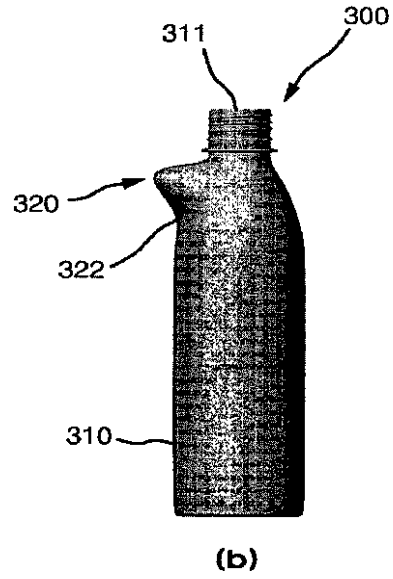
【図1】



【図2(a)】

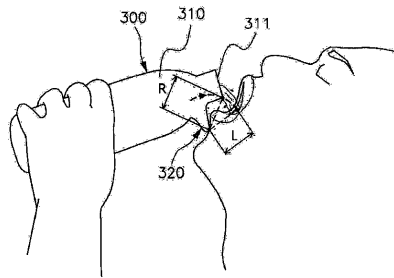


【図2(b)】

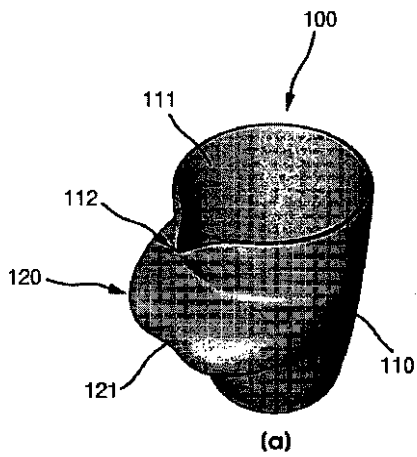


【図3】

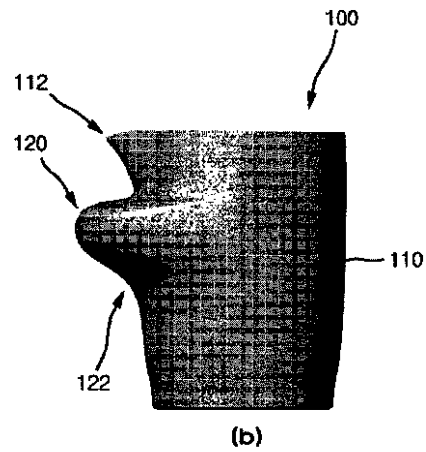
【図3】



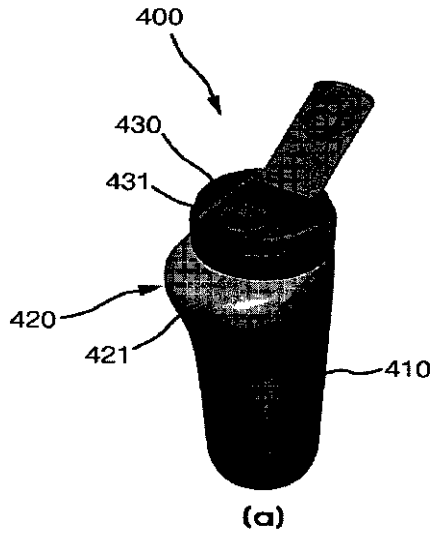
【図4(a)】



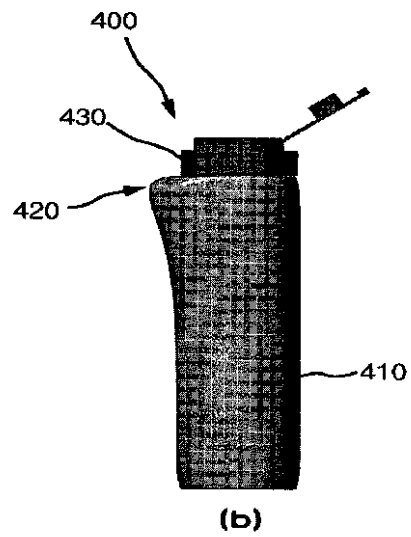
【図4(b)】



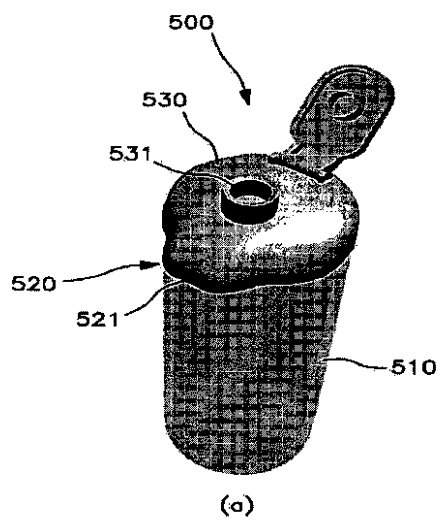
【図5(a)】



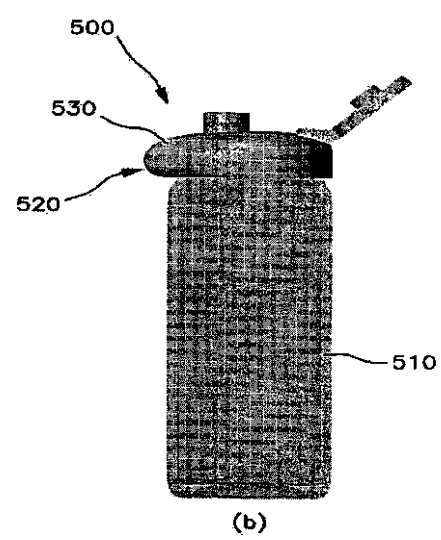
【図5(b)】



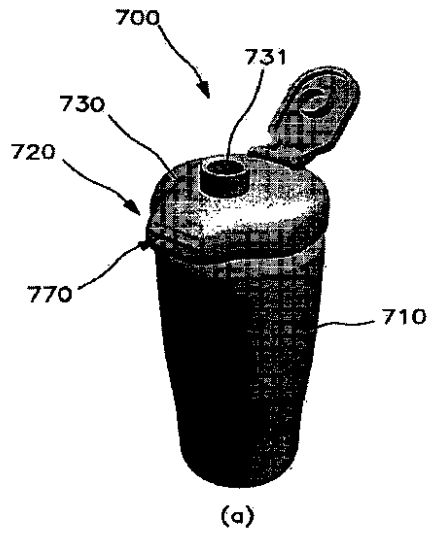
【図6(a)】



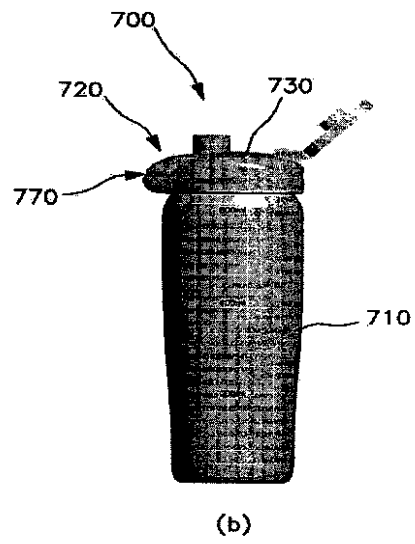
【図6(b)】



【図7(a)】

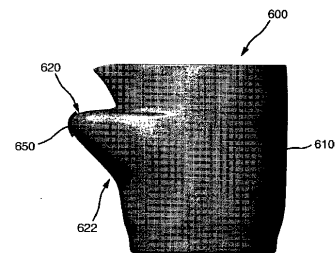


【図7(b)】

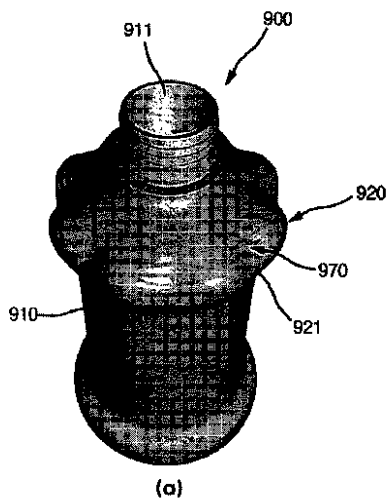


【図8】

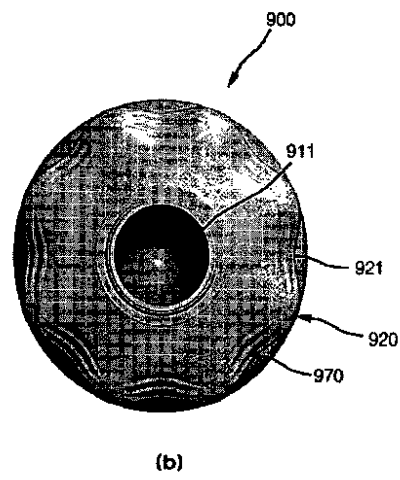
【図8】



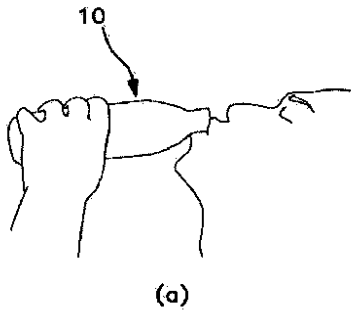
【図9(a)】



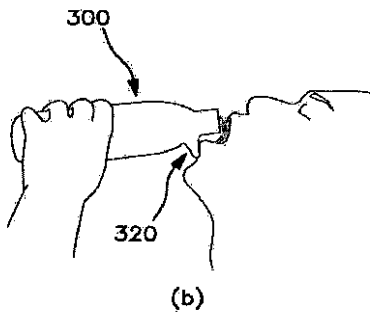
【図9(b)】



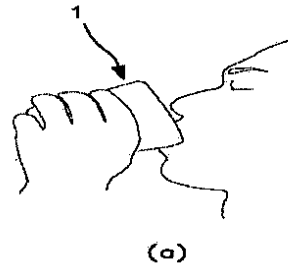
【図10(a)】



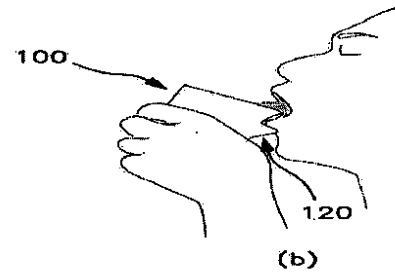
【図10(b)】



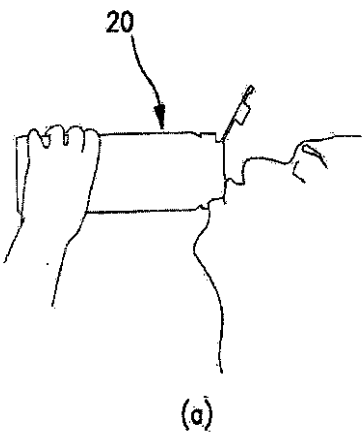
【図11(a)】



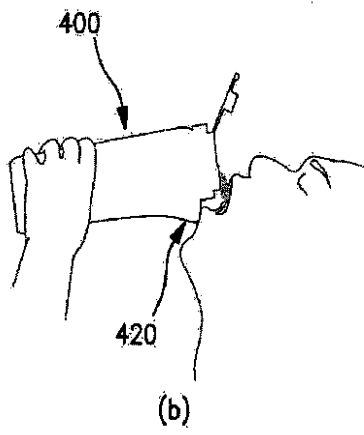
【図11(b)】



【図12(a)】

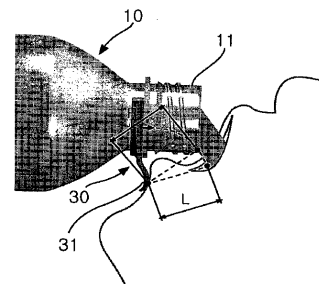


【図12(b)】



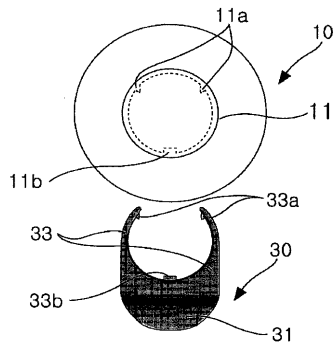
【図13】

[図13]



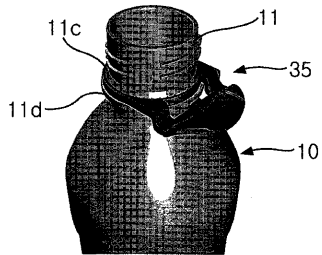
【図 14】

【図 14】



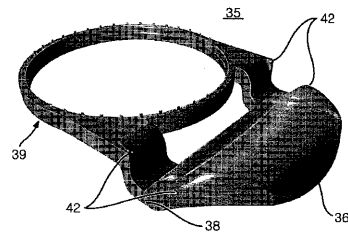
【図 15】

【図 15】



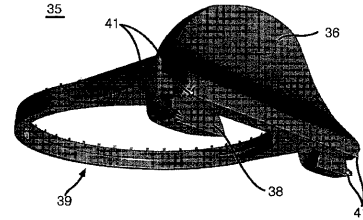
【図 16】

【図 16】



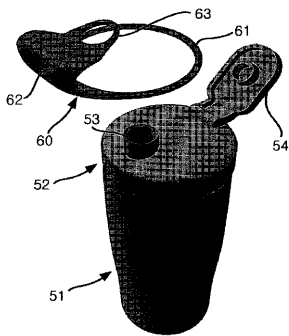
【図 17】

【図 17】



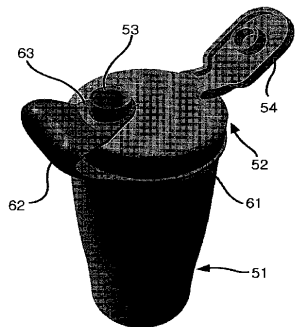
【図 18】

【図 18】



【図 19】

【図 19】



フロントページの続き

(72)発明者 ジュン, シ ウン

大韓民国, 604-812 プサン, サハ-グ, クエジョン 1(イル)-ドン, 484-2, ラ
ッキー アパート, ガ-ドン 403

審査官 尾形 元

(56)参考文献 韓国公開特許第10-2007-0049289(KR, A)

特開2005-245584(JP, A)

国際公開第2010/048864(WO, A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D 23/00

B65D 1/02